

全4回

災害ボランティア養成講座

災害ボランティアセンター運営訓練を体験し、災害に強い東淀川区と一緒に作っていきませんか？

日時2/20・27、3/6・13の木曜日
10:00～12:00

定員30名(多数抽選)

申込み電話・ファックスで、
2/13(木)までに申し込み。

場所区在宅サービスセンターほほえみ
問合せ(菅原4-4-37)
☎6370-1630 FAX6370-7330

全2回

災害はまち(地域)で乗り越える！
～自分が主役 わがまちの防災～

日時3/8、15の土曜日14:00～16:00

対象淀川流域区在住者 定員30名(多数抽選)

費用無料(保育料のみ有料)

一時保育あり(1回につき6ヶ月～1歳未満/800円、
1歳～就学前/500円)事前申込要

申込みホームページ・ファックス・電話・はがきで、
住所・氏名・年齢・電話番号かファックス番号を連絡または記入のうえ、2/26(水)までに申し込み。

場所クレオ大阪北(〒533-0023 東淀路1-4-21)
問合せ☎6320-6300 FAX6320-7575

区民ギャラリー (区役所1階)

問合せ 区役所市民協働課 ☎4809-9734

2月 ぼくうんかい 墨雲海 水墨画

3月 ワークセンター豊新 清田 直正 絵画・陶芸

※区役所庁舎の耐震工事等に伴い、4月から区民ギャラリーを休止します。

2月7日金 東淀川区 「見まもるデー」

介護サービスの利用者負担などの医療費控除

医療費控除の対象となる費用は下記のとおりです。

施設サービスを利用している方

介護療養型医療施設・介護老人保健施設に入所の場合
⇒施設サービス費用と食費、居住費などの自己負担額

介護老人福祉施設に入所
⇒施設サービス費用と食費、居住費などの自己負担額の1/2

居宅サービスを利用している方

訪問看護などの医療系サービスや、ケアプランに組み入れて医療系サービスと併せて利用した訪問介護(生活援助が中心である場合は除く)等の福祉系サービス費の自己負担額

介護福祉士等による喀痰吸引・経管栄養が行われたとき

当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10

おむつ代

要介護認定を受け、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」にかえて、大阪市が「主治医意見書記載内容確認書」を発行できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 区役所保健福祉課 2階29番 ☎4809-9859

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 還付金詐欺に注意！ ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

区役所や年金事務所の職員を装って、保険料や医療費の還付金があると偽り、フリーダイヤルへの電話を促したり、ATMに行くよう指示する不審電話が多発しています。その場で対応せず、区役所にご確認ください。

問合せ 区役所窓口サービス課 1階6番 ☎4809-9956

障がい者
控除対象者
認定書

を ご存知ですか

65歳以上で、ねたきり高齢者または認知症高齢者の方は、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合、申請により「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。所得税や個人市・府民税の申告で「障がい者控除」の適用を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 区役所保健福祉課 2階27番 ☎4809-9845

所得税・復興特別所得税、個人事業税、個人市・府民税の申告受付が始まります

※各会場へは、電車・バスをご利用ください。

所得税・復興特別所得税の確定申告

	場 所	日 時
申告会場	東淀川税務署 (淀川区木川東2-3-1)	2/17(月)～3/17(月) ※土・日除く 9:15～17:00
地 区 相談会場	区民ホール (区役所3階)	2/19(水)～21(金) 10:00～12:00
		2/25(火)～28(金) 13:00～15:30

※混雑状況等により受け付けを早めに終了する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

※地区相談会場では、資産(土地・建物・株式など)の譲渡や贈与税、相続税の相談は行っていませんので、税務署にご相談ください。

問合せ 所得税・復興特別所得税:東淀川税務署 ☎6303-1141
個人事業税:なにわ北府税事務所 ☎6362-8611
市・府民税:梅田市税事務所課税担当(市民税等グループ) ☎4797-2953

市・府民税の申告

市・府民税の申告義務がある方は、申告をしてください。所得税・復興特別所得税の確定申告をした方は不要です。

期 間 2月17日(月)～3月17日(月)
※2月17日から1週間程度は大変混み合いますのでご留意願います。

	場 所	日 時
申告会場	梅田市税事務所 (北区梅田1-2-2-700大阪駅前第2ビル7階)	9:00～17:30(金19:00) ※土・日除く
臨 時 申告会場	区役所4階(401会議室)	9:00～17:30(金19:00) ※土・日除く
	出張所1階(第1・2会議室) (東淀路4-15-1)	9:00～12:00、13:00～17:30 ※土・日除く

※臨時申告会場への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

※東淀川区役所は、耐震工事のため駐輪・駐車場を一部閉鎖しています。公共交通機関をご利用ください。

★申告は郵送等でもできます。

広告掲載枠